

物価高騰対応家計応援金に関するお知らせです

物価高騰対応家計応援金とは？

- 食料品をはじめとした諸物価の高騰が続き、市民の皆様の暮らしに大きな影響を及ぼしている状況の下、その負担を軽減し、暮らしを広く下支えするために家計への支援を行うものです。
- 支給対象者
 - ・ 基準日（令和8年2月1日）に、鈴鹿市の住民基本台帳に記録されている方
 - ※ 基準日以降の転入者及び新生児は対象外です。
 - ※ 外国人のうち、短期滞在者や不法滞在者は、住民基本台帳に記録されていないため対象外です。
- 給付金額
 - ・ 世帯構成員1人につき5,000円
 - ・ 以下の場合、世帯ごとに2,000円上乗せ
 - 1 令和7年度住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯
 - 2 住民税所得割が課税されている者に扶養されている世帯でない
- 受給権者
 - ・ 世帯主

配偶者等からの暴力等を理由に避難している方への支援

- 事情により住民票を移すことができていない方は、要件を満たしている場合、以下の措置を受けられる場合があります。
 - 1 本人及び同伴者の給付分について、物価高騰対応家計応援金の手続きを行い、受け取ることができます。
 - 2 本人及び同伴者が、以下の場合には2,000円の上乗せ給付も受給できます。
 - ・ 住民税非課税又は住民税均等割のみ課税されている。ただし、住民税所得割が課税されている者に扶養されている場合を除く。

【対象となる要件】

次の①～③のいずれかに該当する方

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けていること
- ②女性相談支援センター等から、配偶者から暴力等の被害者の保護に関する証明書が発行されていること
- ③鈴鹿市において、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象になっていること

配偶者等からの暴力等を理由に避難している方の申出の手続

- 申出期限（令和8年6月30日）までに鈴鹿市家計応援金室へ申出書を提出してください。
 - ※ 「申出書」は、配偶者等からの暴力等を理由に避難していることを申し出るものです。
 - ※ 「申出書」の様式は、鈴鹿市ウェブサイト（物価高騰対応家計応援金）からダウンロードできるほか、家計応援金室窓口（市役所9階）でお渡ししています。
 - ※ 申出後に提出いただく支給確認書の提出期限は令和8年7月31日（消印有効）です。

- 「申出書」には、「対象となる要件の証明書等」を添付してください。
 - ※ 証明できる資料がない場合には、「DV等被害申出受理確認書」を相談機関に作成してもらい添付してください。ただし、相談先が警察署の場合は別途、家計応援金室へ御相談ください。
 - ※ 「DV等被害申出受理確認書」の様式は鈴鹿市ウェブサイト（物価高騰対応家計応援金）からダウンロードできるほか、家計応援金室窓口（市役所9階）でお渡ししています。
 - ※ 要件③に該当する方は、鈴鹿市戸籍住民課に該当の有無を確認するので資料の添付は必要ありません。
 - ※ 同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることが必要です。

- 申出後は「申出書」に記入された住所・宛名に支給確認書をお送りします。

- 「申出書」の記入内容は、どなたからの問い合わせであっても答えません。「申出書」は本給付事務終了後、一定期間保管の後、破棄いたします。

- 物価高騰対応家計応援金の受給手続は、申出手続とは別に行う必要があります。申出後に市から送られる支給確認書に必要事項を記入して、提出してください。

鈴鹿市家計応援金室
二次元コード



鈴鹿市総合政策課家計応援金室
TEL 059-327-6285
FAX 059-382-9040